

改正

平成27年10月30日告示第183号

下呂市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長と下呂警察署長（以下「署長」という。）と締結した、下呂市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書に基づき、下呂市が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約及びその他事務事業から暴力団を排除し、その適正な履行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計業務をいう。

(3) 森林整備業務 本数調整伐、下刈りその他森林整備の請負業務をいう。

(4) 物品調達等 次に掲げるものをいう。

ア 物品の製造の請負

イ 物件の買入れ又は借入れ

ウ 役務の提供又は業務の委託（前2号の業務に係るものを除く。）

エ 不用物の売払い

(5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(6) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(7) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(8) 法人等 法人その他の団体をいう。

(9) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあっては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行

し得る地位にある者を含む。)をいう。)

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事、その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。)

(10) 有資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに随意契約の相手方として選定する者をいう。（共同企業体を含む。）

（暴力団排除措置の対象となる個人又は法人等）

第3条 暴力団排除措置の対象となる個人又は法人等（以下「暴排措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 暴力団

(2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等

(3) 役員等が、暴力団員であることを知りながら雇用している個人又は法人等

(4) 役員等が、第三者に不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、直接的、積極的に暴力団の維持運営に関与している個人又は法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営、運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結している個人又は法人等

（照会、回答及び排除要請）

第4条 市長は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当するか否かについて疑義がある場合には、署長に対し、暴力団排除措置対象法人等の該当性について（照会）（様式第1号）により照会するものとする。

2 署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、暴力団排除措置対象法人等の該当性について（回答）（様式第2号）により回答するものとする。

3 前項の場合によるほか、署長において、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当する事実を確

認したときは、市長に対し、暴力団排除措置対象法人等の該当性の確認について（通知）（様式第3号）により暴力団排除措置の実施を要請するものとする。

（入札参加資格停止措置）

第5条 市長は、第4条第2項の規定による回答により、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当するとして、排除を要請するものであったとき又は同条第3項の規定による排除要請の通知を受けたときは、別表各号に掲げる期間について、入札参加資格停止措置（以下「資格停止措置」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により共同企業体について資格停止措置を行う場合は、当該共同企業体の構成員（資格停止措置について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に係る資格停止措置の期間と同一期間の資格停止措置を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による資格停止措置に係る有資格者を構成員に含む共同企業体については、当該資格停止措置の期間と同一期間の資格停止措置を行うものとする。

4 市長は、前3項の規定により資格停止措置を行ったときは、入札参加資格停止措置通知書（様式第4号）により当該有資格者等に通知するとともに、その者の商号又は名称所在地、当該措置の期間及び理由を公表するものとする。

5 市長は、前項の通知をしたときは、入札参加資格停止措置について（様式第5号）により署長に通知するものとする。

6 市長は、資格停止措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があるときは、有資格者等に対し注意を喚起するものとする。

7 資格停止措置に係る手続きは、下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領（以下「措置要領」という。）の定めるところによる。

（一般競争・指名競争入札からの排除）

第6条 市長は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当する場合には、入札参加を認めないものとする。

2 市長は、落札者又は落札候補者である有資格者又は共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に資格停止措置を受けたときは、契約を締結しないものとする。

（随意契約からの排除）

第7条 各部等の長は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当する場合には、契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約解除)

第8条 各部等の長は、契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業体の構成員が、暴排措置対象法人等に該当する場合には、当該契約を解除するものとする。ただし、やむを得ない事由があり、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、契約の解除について（様式第6号）により署長に通知するものとする。

(資格停止措置の解除等)

第9条 市長は、資格停止措置を受けた有資格者等から、当該措置の理由となった事実について改善したとして入札参加資格停止措置解除申出書（様式第7号）による資格停止措置の解除の申し出があったときは、署長に対し契約の解除について入札参加資格停止措置の解除について（照会）（様式第8号）により、当該有資格者等について改善の状況を照会するものとする。

2 署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、入札参加資格停止措置の解除について（回答）（様式第9号）により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定による回答により、当該有資格者等が、当該措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、措置期間が満了する日をもって、解除するものとする。ただし、当該措置期間を経過した後も改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該措置を継続するものとする。

4 資格停止措置の解除又は継続に係る手続きは、措置要領の定めるところによる。

5 市長は、第3項の規定による資格停止措置の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく、入札参加資格停止措置解除（継続）通知書（様式第10号）により有資格者等に通知するものとする。

6 市長は、前項の通知をしたときは、入札参加資格停止措置解除（継続）について（様式第11号）により署長に通知するものとする。

(不当介入への対応)

第10条 有資格者等は、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、不当介入届出・報告書（様式第12号）により市長及び署長へ報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに有資格者等及び警察と連携して事実確認を行い、解決に向けた対応を図るものとする。

3 有資格者等は、不当介入に対する措置の状況の報告が必要であると市長がみとめるとき及び不

当介入に対する措置が完了したときは、不当介入事案結果報告書（様式第13号）により市長及び警察へ報告するものとする。

- 4 各部等の長は、不当介入を受けた有資格者等が、警察への通報を行った場合において、当該契約の履行遅延等が生じるおそれがあるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

（通知義務違反）

第11条 市長は、署長から不当介入がある旨の通知を受けたときは、有資格者等に当該通知に係る内容について確認するとともに、故意に前条第1項の報告を怠ったと認めるときには、排除措置を行うことができる。

（関係機関の連携）

第12条 市長及び署長は、この要綱に基づく暴力団排除措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力し、連携を図るものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月30日告示第183号）

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

暴力団排除に関する措置基準

排除措置要件	資格停止期間
1 有資格者等である法人等が暴力団であるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営、運営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
3 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団員であるこ	当該認定をした日から9

とを知らながら雇用しているとき。	月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
4 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、第三者に不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
5 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、直接的、積極的に暴力団の維持運営に関与しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
6 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
7 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営、運営に実質的に関与している者であることを知らず、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
8 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、本人又は下請負人等が契約の履行にあたって暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたにもかかわらず、故意に市長及び警察への通報・報告を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第9条関係）

様式第10号（第9条関係）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第10条関係）

様式第13号（第10条関係）